

小田原市

平成28年度

市民活動応援補助金

たくさんのご応募を
お待ちしております！

応募の手引き

募集期間 平成27年11月16日(月)～

平成28年1月15日(金)



市民活動応援補助金とは…

皆さんの市民活動を資金面で応援する制度です。

「申請のために書類を作成する」ことや、「プレゼンテーション(第2次審査)のための発表方法をメンバーで相談する」ことも、皆さんの活動を振り返り、今後の活動の広がりヒントを見つけ出すチャンスになるはずです!!

問い合わせ先

小田原市役所市民部地域政策課 (5階・赤通路)

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

TEL:33-1458 FAX:34-3822

E-mail:chisei@city.odawara.kanagawa.jp

1. 申請できる団体

小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民(本市に在学、在勤、在活動する方を含む)で構成する営利を目的としない団体です。(法人格の有無は問いません。)

この制度を活用できる活動とは

この制度は、不特定かつ多数のものに役立つことを皆さんが自主的かつ自立的に取り組む社会的な活動を応援するものです。次の目的の活動は、この制度を活用できません。

- ①営利を目的とする活動
- ②政治または宗教の普及を目的とする活動
- ③特定の公職者(公職の候補者を含む)または政党の、支持または反対を目的とする活動

<小田原市市民活動推進条例第2条第1項より>

2. 対象となる事業と補助金額

種 類	スタートアップコース	ステップアップコース	
対象事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たに取り組む事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業	
補助回数	●同一の事業では1回限りの補助	●同一の事業では3回までの補助 (年度ごとの申請及び審査が必要)	
補助金額	●10万円を上限。	申請時にプランを選択 (企画提案書提出後のプラン変更はできません)	
		プランA	プランB
		●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の70%以下で20万円を上限。	●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の50%以下で30万円を上限。
(注) ・交付事業決定は小田原市市民活動推進委員会の審査結果をもとに、市長が予算の範囲内で行います。 ・審査により、申請金額を減額して交付することもあります。 ・千円未満の端数は切り捨てとします。			

参考：平成27年度の補助実績 9件 総額1,932,000円

3. 対象経費（詳しくは別紙「Q&A」参照）

<対象になる経費>

事業を実施するために直接必要とする経費を対象とします。

例) 講師謝礼、消耗品費、備品購入費、印刷製本費など

<対象にならない経費>

・団体の維持・運営に要する経費は、対象になりません。

例) 事務所の賃借料、光熱水費、団体の会議の茶菓代、事務員の人件費、加入団体への会費、日常的な電話通話料など

・小田原市から別途補助金等の財政的支援がある事業は、対象になりません。

4. 補助対象となる活動の期間

平成28年度中に実施される事業が対象となります。

5. 応募に必要な書類

- (1) 市民活動応援補助金企画提案書
- (2) 団体の概要
- (3) 市民活動応援補助金事業計画書
- (4) 市民活動応援補助金事業収支予算書
- (5) 団体の規約等
- (6) 役員名簿

※各様式や見本は、小田原市のホームページからダウンロードできます。

※会報、チラシ、報告書、新聞記事等、活動内容を紹介する資料を任意で提出することができます。ただし、A4両面で4枚までとさせていただきます。

6. 応募相談

応募に関するご相談等は、市役所地域政策課（TEL 33-1458）で受け付けます。できるだけ事前に電話で連絡の上、お越しく下さい。応募しようとする事業が対象であるかの確認や、申請書類の書き方等はお早めにご相談ください。書類の不備による再提出も考えられますので、応募の前に一度お越しいただくことをお勧めします。（土日祝、午後5時15分以降は応相談）

7. 審査及び選考方法

市民活動応援補助金を交付する事業は、市民活動に関する有識者等で構成する「小田原市市民活動推進委員会」による下記の審査・選考を経て決定されます。なお、審査に公正を期すため、本人もしくはその同居の親族が所属している団体が応募した場合、その委員は審査に加わりません。

(1) 第1次審査

書類審査を行い、第2次審査を受けることのできる事業を選考します。（応募総数が少ない場合には行わない場合があります。）

(2) 第2次審査

応募者による公開プレゼンテーション（事業企画説明）を実施します。補助金を交付する事業は、申請書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、選考します。また、補助金額も検討します。審査結果は、後日文書で通知します。

8. 選考の視点（下記の視点に基づき、事業を総合的に評価し、選考します。）

- (1) 公益性・・・事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。
- (2) 自主性・・・事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。
- (3) 創造性・・・事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。
- (4) 継続性・・・将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。
- (5) 発展性・・・本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。
- (6) 事業実現性・・・事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。
- (7) 費用対効果・・・事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。

9. 補助金の交付

補助金の対象事業として認定された団体には、改めて市民活動応援補助金交付申請書を提出していただきます。この申請に基づき補助金を交付します。

10. 情報公開、情報提供及び個人情報の取扱い

今回応募のあった事業については、団体等の名称と事業の概要をホームページ等で公表します。

また、補助金の交付を受けた事業の申請書類は、本補助事業の公正性、透明性を高めるとともに、本市における市民活動を充実させるため、おだわら市民交流センターにおいて公開します。

申請書類に記載された個人情報は、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき適正に取り扱います。補助金交付の審査、選考を行う「小田原市市民活動推進委員会」では、取り扱う個人情報を補助金交付の審査、選考の目的以外に使用いたしません。

11. 事業実施にあたってのお願い及び活動完了後の手続（補助金額の確定）

補助金の交付を受けた団体は、広報紙への掲載や実績の報告等、本事業の周知にご協力ください。

また、事業完了後、速やかに実績報告書等を提出してください。（事業の完了が3月中である場合は、4月末日までに。）提出された実績報告書等に基づき補助金額を確定しますが、その金額が申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。

事業報告会は平成29年6月頃開催し、全交付団体よりご報告いただきます。本事業は、事業報告を行っていただくことが前提となりますので、必ず出席してください。

受付期間、提出先

受付期間 平成27年11月16日(月)～平成28年1月15日(金) **※郵送不可**
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝、午後5時15分以降は応相談)
提出先 小田原市役所地域政策課(5階)

※地域政策課で書類の確認をさせていただきますので、必ずご持参ください。締め切り日直前は申請が集中しますので、申請書類をご提出いただくときは、できるだけ事前に電話で連絡の上、お越しください。(問い合わせ先 地域政策課 TEL33-1458)

市民活動応援補助金のスケジュール

企画提案書の提出 (11月16日～ 1月15日)	市民活動応援補助金企画提案書等の申請書類を、小田原市役所地域政策課へ提出してください。
情報の公開	応募のあった事業については、団体の名称と事業の概要をホームページ等で公表します。
審査・選考 (2月～3月)	(1) 第1次審査(書類審査) ・書類審査の選考結果は2月下旬に通知します。 ・プレゼンテーションに向けて、事前に準備を進めておいてください。 (2) 第2次審査(公開プレゼンテーション) 期日:平成28年3月12日(土) ※午前を予定 場所:小田原市役所7階大会議室
補助金交付事業の交付決定 (4月1日)	審査結果に基づき、補助金交付事業を決定します。
補助金の交付(5月頃)	補助金は、交付に必要な書類を受け付けてから1か月以内に振り込みます。
事業の実施(～3月)	事業計画に沿って事業を行ってください。 事務局職員等が事業実施の現場に伺います(随時)。 10月頃に中間報告(進捗状況の報告)をしていただきます(書類提出)。
事業の完了	事業完了後、速やかに、実績報告書等を提出していただきます。(事業が3月中に完了する場合は、4月末日までに) 提出された報告書等に基づき、補助金額を確定しますが、その額が申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。 なお、提出された実績報告書は、市民交流センターなどで公開します。
実績の報告 (平成29年6月頃)	事業報告会において、全交付団体に実施事業の実績報告をしていただきます。